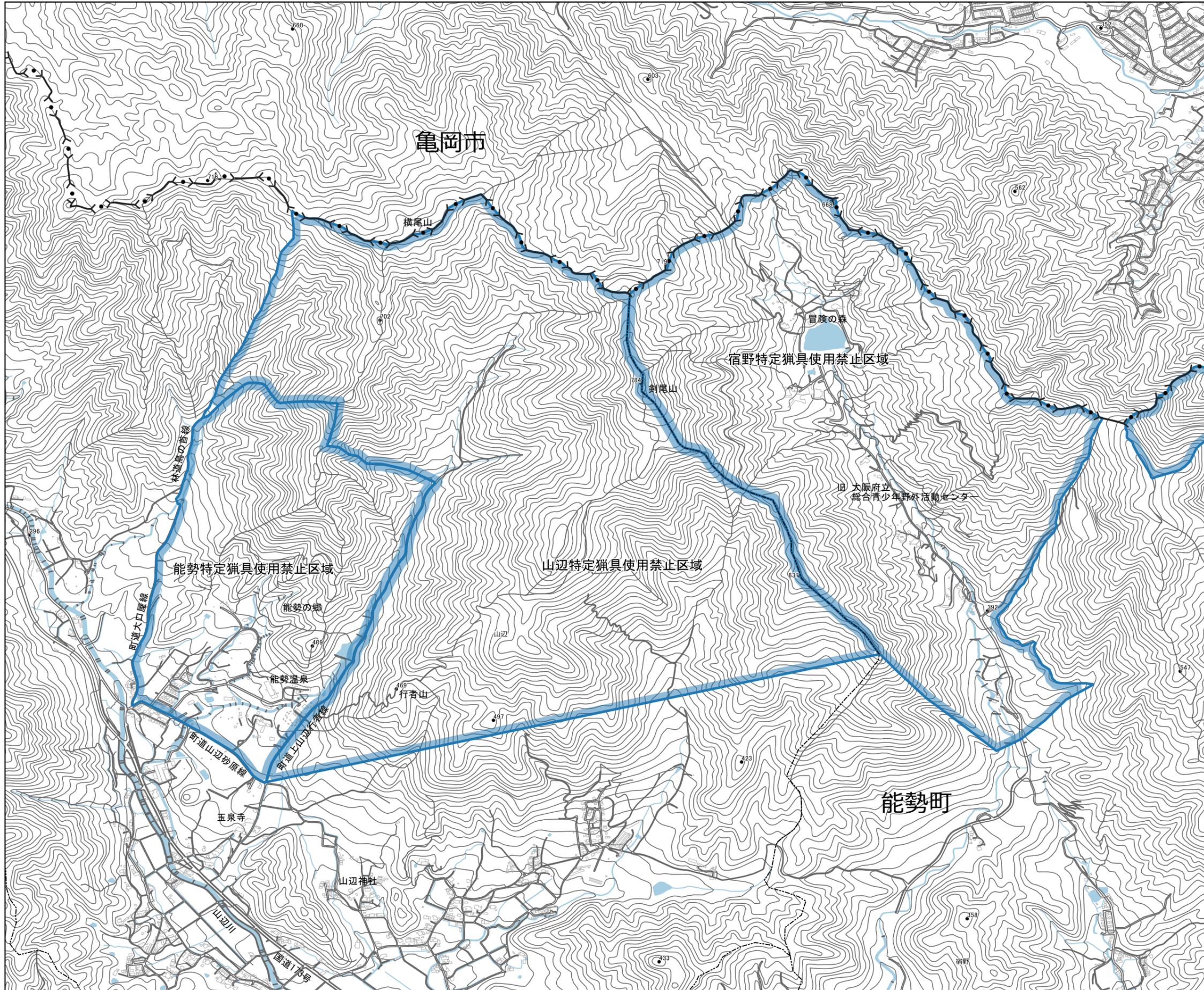


01 宿野特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



【全体図】



【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】

豊能郡能勢町宿野436番地の5及び437番地の1から437番地の4までにまたがる旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地並びに436番地の1から436番地の4まで、438番地の1から438番地の3まで及び439番地の1から439番地の3までを含む一円の区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。